

令和7年度信用保証料助成金のご案内

原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴い資金繰りに支障が生じている中小企業者に対して、栃木県が定めるセーフティネット制度融資及び国が定めるセーフティネット保証に連携して金融機関から融資を受けるため信用保証協会の保証を得る場合、会員事業者に対し保証料の一部助成を実施します。

記

1. 助成対象 融資を受けるにあたり、栃木県信用保証協会の保証を得るため令和7年3月1日(土)から令和8年2月28(土)までに保証料の支払いを行った会員事業者であることとします。
2. 助成率 1,600千円
※申請期間内であっても、助成率に達した場合は打ち切り予定です。
3. 助成金額 保証料の2分の1の額 (上限10万円)
※但し、セーフティネット保証等の場合は上限20万円になります。
※上限に達するまで複数回の申請が可能です。
4. 提出書類 ①信用保証協会保証料助成金交付請求書
②信用保証決定のお知らせ(お客様用)の写し
③セーフティネット保証等に係る認定書の写し
※③は対象になる場合のみ必要です。
5. 申請期間 自 令和7年6月 2日(月)
5. 申請期間 至 令和8年3月 2日(月)
6. 助成金の返納 助成金の交付を受けた事業者が、融資の繰上償還を行った場合等で、信用保証協会から保証料の返還を受けた場合には、返還額に相当する助成金を返納していただきます。

■ セーフティネット保証とは・・・？

取引先企業の倒産、取引金融機関の破綻、自然災害、原油価格上昇による業績悪化等により経営の安定に支障を来している中小企業のみなさまのために、従来の保証率とは別率で保証を行う制度のことです。

※質問等がありましたら(一社)栃木県トラック協会業務部まで、お気軽にお問い合わせ下さい。Tel 028-658-2515